

JADA価値記録事業者ガイドライン概要

2014年10月14日

【目的】

一般社団法人 日本価値記録事業者協会(以下、JADAと略す)は、健全なビットコイン等の価値記録の取引を行う環境及びビジネス環境を整えることを目的とし組織された事業者団体である。この健全なる価値記録環境を整備するに辺り、以下の対策を加盟事業者に求めていくものである。

【概要】

以下の条件は、JADAに加盟している事業者がサービス提供を行う際に求める最低限度の基準である。また「(推奨)」とする項目について、できるだけ各事業者の努力により、価値記録サービスへ適応していただきたい基準である。

【詳細】

- ・ JADAへの届出
 - ・ 交換所及び販売所については開設時、JADAへ届出書を提出すること
 - ・ 上記以外の価値記録事業者も届出書を提出(推奨)

- ・ 顧客への説明
 - ・ リスク対策
 - ・ 取引前のリスク説明
 - ・ 顧客資産と自社資産の銀行口座の分別管理(強く推奨)
 - ・ 損害賠償ポリシーの説明(推奨)
 - ・ 照会窓口
 - ・ 照会体制(窓口・連絡手段等を明示)の整備(推奨)

- ・ セキュリティ対策
 - ・ 一般的なセキュリティ体制
 - ・ FireWall構築
 - ・ SSL証明書の有効性の確認
 - ・ 各ソフトウェアのセキュリティパッチの定期的適応等
 - ・ アンチウイルス対策ソフトの導入及びパッチの定期的適応
 - ・ ホスティングサーバーなど共有サーバーの利用禁止
 - ・ VPS以上のサービスの利用を求める
 - ・ bitcoindを利用している場合、JADA指定のバージョン以上を適応
 - ・ クロスサイトスクリプティング対策及びSQLインジェクション対策などWebセキュリティ対策(推奨)
 - ・ ネットワーク構成図、論理図のJADAへの提出(推奨)
 - ・ コールドウォレットの整備

- ・ コンプライアンス体制
 - ・ コンプライアンス担当者を置くこと (推奨)
 - ・ 内部規定の策定 (推奨)
 - ・ 内部規定による定期的な監査(推奨)
- ・ 本人確認(Know Your Customer:KYC)
 - ・ 本項目は、通貨と価値記録の取り扱う事業者に適用
 - ・ 取引金額レベルに応じた本人確認 (書類の突合を行うこと)
 - ・ なお、業務提携先が上記条件を既に本人確認している場合、価値記録事業者側で上記本人確認は省略可能とする。

【個人】

- ・ Tier0
 - ・ 5万円以下/日
 - ・ 25万円以下/月
 - ・ メールアドレス登録及び携帯電話のSMS認証
- ・ Tier1
 - ・ 5万円超50万円以下/日
 - ・ 25万円超250万円以下/月
 - ・ 免許証またはパスポート等本人確認資料徴求(顔写真付公的資料。保険証等、顔写真がないものは原則、受け付けず)及び、本人確認資料と本人の同時撮影画像の提出
- ・ Tier2
 - ・ 50万円超/日
 - ・ 250万円超/月
 - ・ Tier1資料に加えて、登録銀行口座の確認
 - ・ AML対策サービス(ACCUITY、ロイター、日経テレコン等)を用いてのチェック(推奨)
- ・ なお、20歳未満顧客が加入の場合、親権者同意書等の提出を求める(推奨)

【法人】

- ・ 対象法人は、株式会社・ 有限会社・ 合同合資会社、全ての社団法人
- ・ 本人確認が出来次第、【個人】のTier2の条件を適応
 - ・ 法人では、【個人】のTier0及びTier1は存在しない
- ・ 発行から6ヶ月以内の登記簿謄本等の写し
- ・ 登録銀行口座確認
- ・ 取引責任者(担当取締役相当)個人の免許証またはパスポート等顔写真付公的本人確認資料(推奨)
 - ・ UBO(議決権の25%以上を持つ人物)の申告(推奨)
 - ・ AML対策サービス(ACCUITY、ロイター、日経テレコン等)を用いてのチェック(推奨)

- ・ アンチマネーロンダリング対策(Anti Money Laundering :AML)
 - ・ ブラックリスト作成しJADAへ報告
 - ・ 疑わしい取引をJADAへ報告
 - ・ 取引履歴の保存(7年間)
 - ・ AMLサービスの享受(推奨)

- ・ 捜査機関への協力
 - ・ 捜査機関からの照会への協力
 - ・ JADAとの緊急連絡体制の構築

【施行】

このガイドラインの施行日を「2014年10月23日」とする。
また各事業者において適応のための準備期間が必要なため、「2014年10月24日～12月31日」を
適応猶予期間と定める。